

洞爺湖町暴力団排除に係る事務手引き

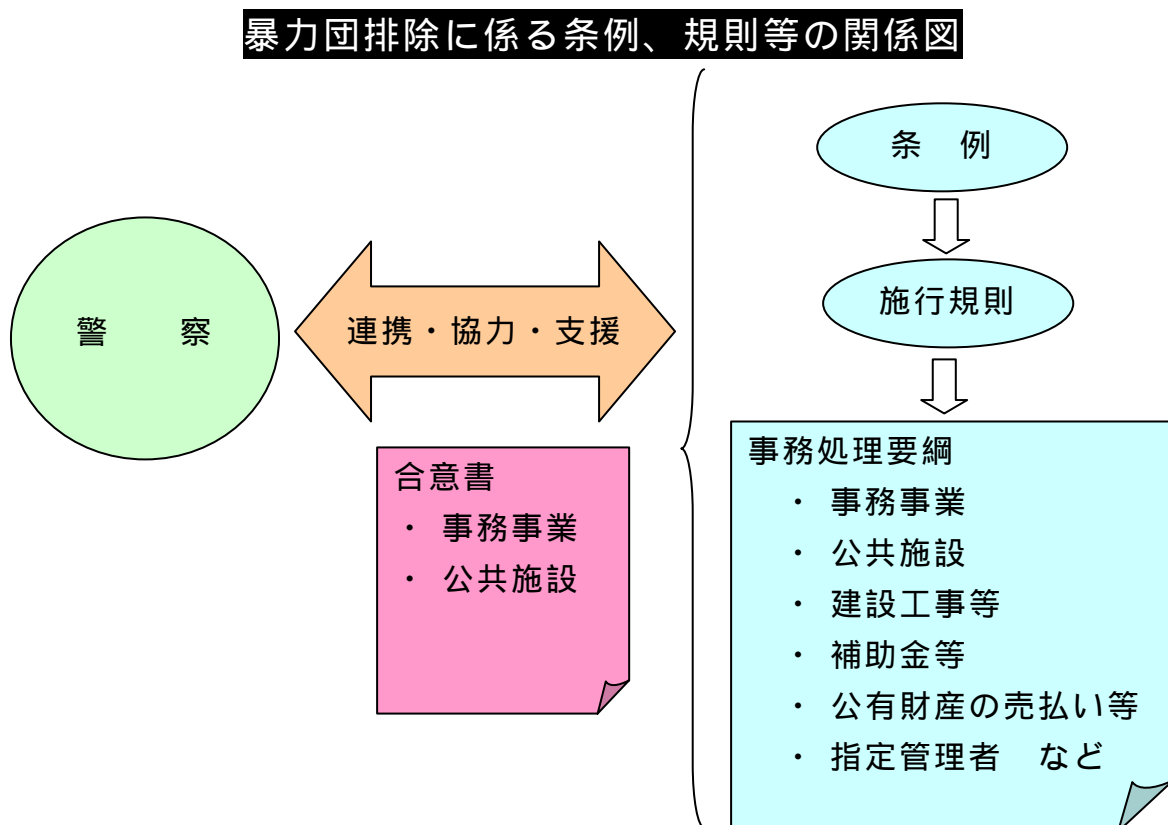
洞爺湖町では、暴力団を排除することを定めた『洞爺湖町暴力団排除条例』を制定し、平成24年12月1日から施行されます。

この条例の施行に伴い、町が行う事務事業や公共施設の利用等から暴力団を排除するための方法を統一したルール（規則、訓令及び合意書）を設けて行うこととしております。

1 暴力団排除条例（平成24年9月公布）【資料1】

条例では、基本理念や暴力団の定義のほか、次の事項を定めております。

- (1) 暴力団排除のため、北海道、町、町民及び事業者が相互連携の下、社会全体で行うこと。（条例第3条）
- (2) 町が行う建設工事その他の事務又は事業（以下「公共事業等」という。）から暴力団を排除すること。（条例第6条）
- (3) 公共事業等の契約の相手方が、暴力団から不当介入を受けたときは、町や警察に報告すること。（条例第7条）
- (4) 公共施設から暴力団を排除すること（条例第8条）
- (5) 中学校、高等学校において暴力団に加入しないなど必要な教育を行うこと。（条例第11条）



2 暴力団排除条例施行規則【資料2】

(1) 規則では、条例で定めた事項の詳細を規定しております。

区 分	排除対象の公共事業等 (第3条、第10条)	排除対象者(第4条)	排除措置 (第5条、第11条)	適用除外(第6条)
内 容	(1) <u>工事、委託、物品購入の契約</u> (2) 公有財産の処分又は貸付契約 (3) 貸付金の貸付契約 (4) <u>補助金等の交付</u> (5) 許認可及び登録 (6) 指定管理者の指定 (7) <u>公共施設の使用等</u> (8) その他	(1) 暴力団及び暴力団員 (2) 役員に暴力団等がいる法人 (3) 暴力団等が実質的に経営に関与している法人 (4) 上記(3)を利用している法人 (5) 上記(3)に金銭供給、便宜供与している法人 (6) 役員又は使用人が暴力団等と非難される関係を有している法人 (7) 上記(1)から(6)までの法人と知りながら、利用している法人	(1) 入札参加を認めない又は指名停止措置 (2) 契約をしない又は契約を解除する措置 (3) 申請の拒否、許可の取消し (4) 補助金等の返還又は損害賠償等の措置 (5) 指定管理者として指定しない措置 (6) 公共施設の使用等の不許可及び許可の取消し、中止等の措置 (7) その他暴力団排除に必要な措置	(1) 法令に基づく事務で町に裁量の余地がない事務事業 (2) 災害時緊急を要する事務 (3) 基本的人権を侵害するおそれがあるもの (4) 届出で行政手続上、形式上整っていれば、受理しなければならないもの

(2) 別紙1を参考に、申請書等の改正を行う必要があります。(第7条)

(3) 上記排除対象者に該当するか否かは、合意書に基づき伊達警察署に意見聴取により行います。(第8条)

3 事務処理要綱

事務処理要綱では、意見聴取の内容、排除措置の手順、記録報告等について規定しております。

区 分	建設工事等【資料3】	補助金等の交付【資料4】	公共施設の使用等【資料7】
疑いがある とき	排除対象者に該当する疑いがあると認められる場合	暴力団関係者の利益となる補助金の交付であると認められるとき	暴力団の利益となる使用等であることの疑いがあると認められる場合
判断基準		(1) 申請者等が暴力団と認められる場合 (2) 申請者等が暴力団の威力等を利用した場合 (3) 申請者等が暴力団に資金供与等に関与している場合 (4) 申請者等が暴力団と密接な関係（会食、旅行、スポーツ等）を有している場合 (5) 申請者等が暴力団と社会的に非難される関係（パーティーへの参加等）を有している場合 (6) 申請者等が暴力団と知りながら、これを不当に利用した場合	(1) 暴力団の利益となる使用等との情報提供があった場合 (2) 申請書の使用目的欄に、襲名披露、還暦パーティーや暴力団主催の興行等の記載がある場合 (3) 使用状況（看板や会合名等）から、上記(2)の使用等と確認された場合 (4) 申請者が暴力団員のような風体、態度をしている場合
意見聴取 の内容	(1) 排除対象者に該当するか否かに関する事 (2) その他排除対象者を制限する	(1) 排除対象者に該当するか否かに関する事 (2) その他排除対象者を制限する	(1) 暴力団に該当するか否かに関する事 (2) 施設の使用等によって、暴力団

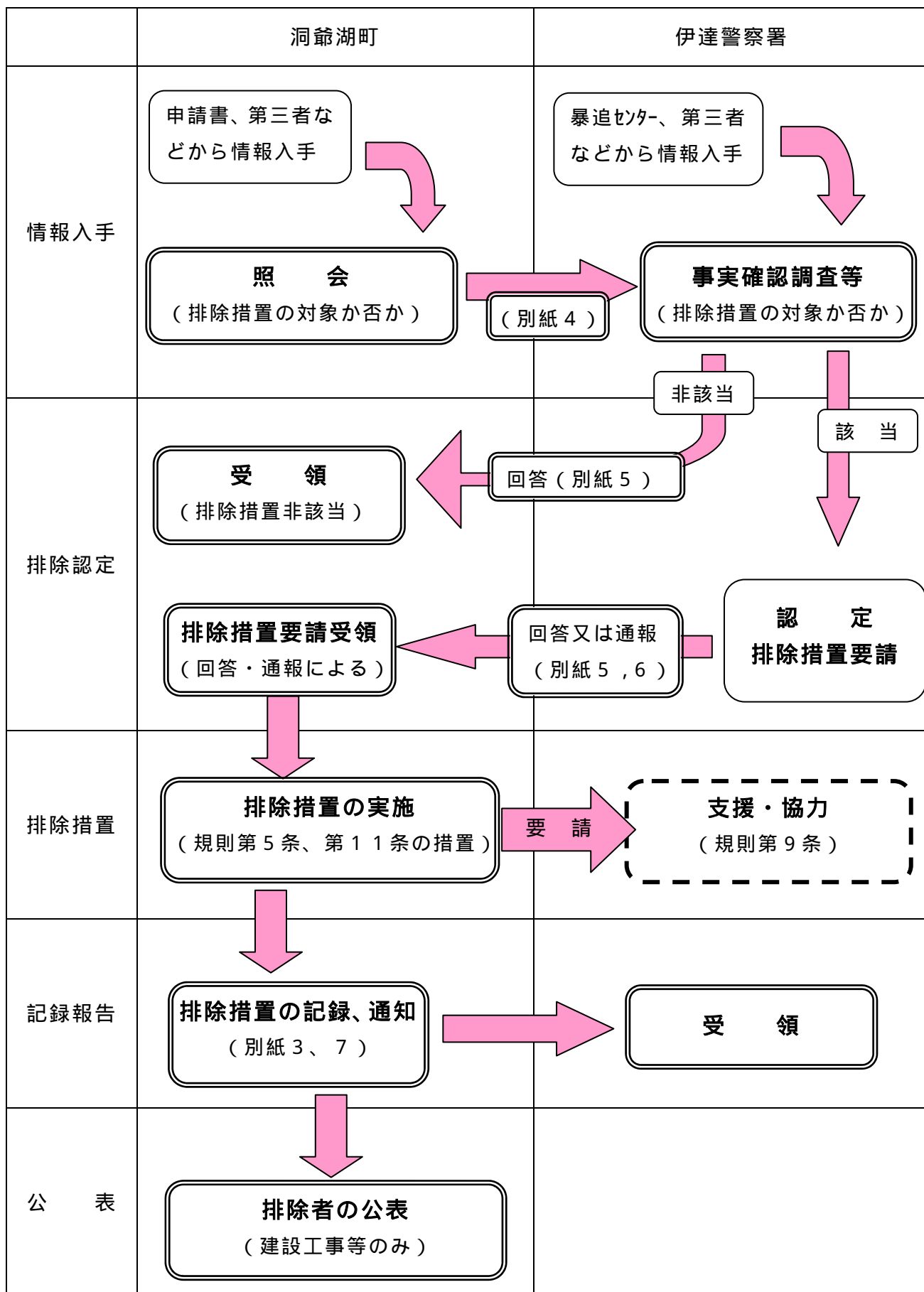
	ために必要なこと	ために必要なこと	の利益となるか否かに関すること (3) その他暴力団の利益となる使用等を制限するために必要なこと
排除手続	競争入札参加資格者指名停止措置要領及び契約規則等により行う	洞爺湖町補助金等交付規則により行う	別紙 2 により行う
記録報告	排除措置を行った場合は、別紙 3 に記録（別紙 7 により警察へ通知）	排除措置を行った場合は、別紙 3 に記録（別紙 7 により警察へ通知）	排除措置を行った場合は、別紙 3 に記録（別紙 7 により警察へ通知）
不当介入	(1) 洞爺湖町事務、事業における暴力団員等からの不当介入要綱により対応 (2) 不当介入を受けたことによって、契約の履行に遅滞が生じた場合は、工期の延長等の措置を行う。	(1) 洞爺湖町事務、事業における暴力団員等からの不当介入要綱により対応 (2) 不当介入を受けたことによって、事業の履行に遅滞が生じた場合は、期間の延長等の措置を行う。	
警察への協力	(1) 排除対象者との契約を解除するとき (2) 職員の安全が脅かされるおそれがあるとき (3) その他必要があると認めるとき	(1) 補助金の返還を命ずるとき (2) 職員の安全が脅かされるおそれがあるとき (3) その他必要があると認めるとき	(1) 暴力団等の退去を命ずるとき (2) 職員の安全が脅かされるおそれがあるとき (3) その他必要があると認めるとき
その他	排除対象者に排除措置を行ったときは、公表できる。		

4 合意書

町と伊達警察署で、暴力団排除に係る意見聴取、その他協力・支援対策として次の合意書の締結を行います。

	事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書 【資料 9】	公共施設の利用からの暴力団排除に関する合意書 【資料 10】
対象となる 事務事業等	(1) 工事、委託、物品購入の契約 (2) 公有財産の処分又は貸付契約 (3) 貸付金の貸付契約 (4) 補助金等の交付 (5) 許認可及び登録 (6) 指定管理者の指定 (7) その他	(1) 公共施設の使用等
情報交換	暴力団に関する情報交換として（別紙 4）により伊達警察署に照会し、（別紙 5）により回答	暴力団に関する情報交換として（別紙 4）により伊達警察署に照会し、（別紙 5）により回答
排除措置	排除措置したときは、（別紙 7）により伊達警察署に通知	排除措置したときは、（別紙 7）により伊達警察署に通知
不当事件	事務事業の請負人が暴力団による妨害や不当要求を受けた場合の伊達警察署への通報を義務化及び通報を怠った場合の措置（指名停止、下請負の禁止など）を規定	
支援・協力	町長等の要請により警察官を出動	町長等の要請により警察官を出動

排除措置事務フロー図



【建設工事等、貸付金、補助金、許認可、指定管理者の例示】

誓 約 書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、洞爺湖町が必要な場合には、下記の事項について伊達警察署に照会することについて承諾します。

また、照会で確認された情報は、今後、私が洞爺湖町と行う他の契約における確認等に利用することに同意します。

記

- 1 自己又は自己の役員等は、次の各号のいずれにも該当しません。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 暴力団員が役員となっている事業者
 - (4) 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
 - (5) 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
 - (6) 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者
 - (7) 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
 - (8) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを利用している者
- 2 上記1の(1)から(8)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他団体又は個人ではありません。
- 3 暴力団員及び暴力団関係事業者から社会通念上不当な要求又は契約の適正な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、洞爺湖町への報告及び伊達警察署への届出（以下「報告・届出」という。）を行います。また、下請負人等が暴力団員及び暴力団関係事業者から不当介入を受けた場合は、速やかに報告・届出を行うよう当該下請負人等に指導します。
- 4 この誓約が事実と相違することが判明した場合は、この契約が解除等のいかなる措置を受けても異議を申し立てません。また、これにより損害が生じた場合は、一切私の責任といたします。

洞爺湖町長 様

年 月 日

〔法人、団体にあつては事務所所在地〕

住 所

氏 名

印

洞爺湖町では、洞爺湖町暴力団排除条例に基づき、行政事務全般から暴力団を排除するため、申請者に暴力団等でない旨の誓約をお願いしています。

備考 指定管理者の指定に使用する場合は、「契約」を「指定」に読み替えて使用するものとする。

【公有財産貸付の例示】

誓 約 書

- 1 私は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同法第2条第6号に規定する暴力団員に協力し、又は関与する等これに関わりを持つ者でないことを誓約します。
- 2 私は、本件目的物件を自ら暴力団事務所（暴力団の活動の拠点である施設又は施設の区分された部分をいう。）として使用せず、又は第三者をして暴力団事務所として使用させないことを誓約します。
- 3 上記誓約に違反することが判明した場合には、この契約が解除されても異議を申しません。
また、これにより損害が生じた場合は、一切私の責任といたします。

年 月 日

洞爺湖町長 様

住 所
氏 名

印

【公共施設の場合の例示】

誓 約 事 項

洞爺湖町では公共施設から暴力団を排除し、みなさまに安心してご使用いただけるよう、暴力団の利益となる使用等を許可しないよう取り組んでおります。

つきましては、申請者に暴力団の利益となるような使用でない旨の誓約をお願いしておりますので、次の誓約事項を確認の上、 に✓点の記入をお願いします。

なお、この申請書に記載された内容を確認のために伊達警察署へ照会する場合がありますが、この申請書に記載された個人情報等は、公共施設が暴力団等の活動に利用されないため及び誓約内容の確認のために使用します。

私は、このたびの申請を行うに当たり、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に定める暴力団又は同条第6号の暴力団員並びに洞爺湖町暴力団排除条例第6条第1項に定める暴力団関係事業者の利益になると認められる行為を行わないことを誓約します。

【許可書等に記載する例示】

(公共施設用)

この使用許可書を交付した後、洞爺湖町暴力団排除条例施行規則(平成24年洞爺湖町規則第 号)第11条第1項に該当すると認めるときは、当該使用の許可を取消し、又は中止し若しくは制限します。

(事務又は事業用)

この許可書を交付した後、洞爺湖町暴力団排除条例施行規則(平成24年洞爺湖町規則第 号)第4条第1項に該当すると認めるときは、当該許可を取消し、又は中止し若しくは制限します。

別紙 2

1 使用等の不許可(申請時に暴力団の利益となる使用等であることが判明した場合)

順 序	内 容
	申請前又は申請時に、暴力団の利益となる使用等であることの疑いを確認
	管轄警察署へ意見の聴取(指定管理者は施設を所管する課等を経由する。)
	管轄警察署から暴力団の利益となる使用等である旨の回答の受理
	不許可等の決定(管轄警察署の協力を得て、使用等の不許可に関する伝達を行う。)

2 使用等の許可の取消し(使用等の許可の後、使用等の開始の前までに、暴力団の利益となる使用等であることが判明した場合)

順 序	内 容
	使用等の許可の決定
	使用等の許可の後、使用等の開始の前までに、暴力団の利益となる使用等であることの疑いを確認
	管轄警察署への意見の聴取(指定管理者は施設を所管する課等を経由する。)
	管轄警察署から暴力団の利益となる使用等である旨の回答の受理
	使用等の申請の取下げを求める行政指導(使用等を行わないよう交渉)を行う。(管轄警察署の協力を得て、行政指導又は交渉を行う。)
	使用等の許可等を取り消す(管轄警察署の協力を得て、使用等の許可等の取消しに関する伝達を行う。)

3 使用等の許可の取消し又は使用等の停止(使用等の許可に基づき施設の使用等を開始した後に、暴力団の利益となる使用等であることが判明した場合)

順 序	内 容
	使用等の許可の決定
	施設の使用等
	使用等の開始後に、暴力団の利益となる使用等であることの疑いを確認
	管轄警察署への意見の聴取(指定管理者は施設を所管する課等を経由する。)
	管轄警察署から暴力団の利益となる使用等である旨の回答の受理
	使用等の許可等を取り消し、又は使用等の停止を命ずる。(管轄警察署の協力を得て、使用等の許可等の取消し又は使用等の停止に関する伝達を行う。)

備考 及び の処理は、緊急の場合に該当するため、合意書に基づき電話(口頭)で処理することができる。

別紙 3

からの暴力団排除に関する記録票

年 月 日

記録者(所属・職・氏名)

施設名		
担当課		
申請受付日		年 月 日
等の制限を行った日		年 月 日
申請者	氏名	
	住所	
	電話番号	
	生年月日	年 月 日生
	備考	
警察署の意見等	警察署	
	担当者職・氏名	
	意見聴取の内容等	
	協力要請の有無	有・無
	備考	
概要等		

別紙 4

第 号
年 月 日

北海道札幌方面伊達警察署長 様

洞爺湖町長 印
(洞爺湖町教育委員会教育長)

照 会 書

下記の者が、「洞爺湖町が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」の2に定める排除措置の対象となる法人等に該当するか否かについて照会します。

記

商号又は名称				
所在地				
役職名	フリガナ 氏名	生年月日	性別	住所
備考	対象となる事務・事業の名称等			

担当 部 課 係
電話 内線

別紙 5

文書番号
年 月 日

洞爺湖町長 様
(洞爺湖町教育委員会教育長)

北海道札幌方面伊達警察署長 印

回 答 書

記

年 月 日付け 第 号で照会のあった件については、下記のとおりです。

商号又は名称	
所在地	
代表者	
回答事項	上記の者は、「洞爺湖町が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」の2 ()に該当するので、事務又は事業からの排除措置を要請する。 に該当しない。
備考	

別紙 6

文書番号
年 月 日

洞爺湖町長 様
(洞爺湖町教育委員会教育長)

北海道札幌方面伊達警察署長 印

通 報 書

下記の者は、「洞爺湖町が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」の2()に該当するので、事務又は事業からの排除措置を要請します。


記

商号又は名称	
所在地	
代表者	
備考	

別紙 7

第 号
年 月 日

北海道札幌方面伊達警察署長 様

洞爺湖町長 
(洞爺湖町教育委員会教育長)

通 知 書

年 月 日付け(文書番号) で排除措置要請に係る措置の状況は、下記のとおりです。

記

商号又は名称	
所在地	
代表者	
措置の内容	
排除措置を講じた年月日	年 月 日
備考	